

# 1 避難行動要支援者の支援

## (1) 避難行動要支援者とは

要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(災害対策基本法第49条の10第1項)

- 75歳以上のひとり暮らし高齢者や75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- 介護保険における要介護3、要介護4又は要介護5の状態に該当すると認定された者
- 身体障害者手帳の交付を受けた者(1級、2級、視聴覚)
- 難病の患者や特定疾患医療受給者証所持者 など

## (2) 避難行動要支援者名簿の作成、提供



各地区に個別避難計画の作成を依頼

平成25年災害対策基本法改正 名簿作成を市に義務付け、名簿情報を支援者等へ提供できるようになる。

※避難行動要支援者数 約40,000人 同意登録者数 約30,000人(R4.6)

## (3) 個別避難計画(わたしの避難計画)の作成状況



計画の作成はあまり進んでいない

	平成25年(2013年)	平成30年(2018年)
個別計画作成済 行政連絡区	157 / 478(32.8%)	80 / 477(16.8%)

要介護度が高い者、重度の障害者等、専門的支援が必要な者は、地区役員だけでは作成が困難との声あり。

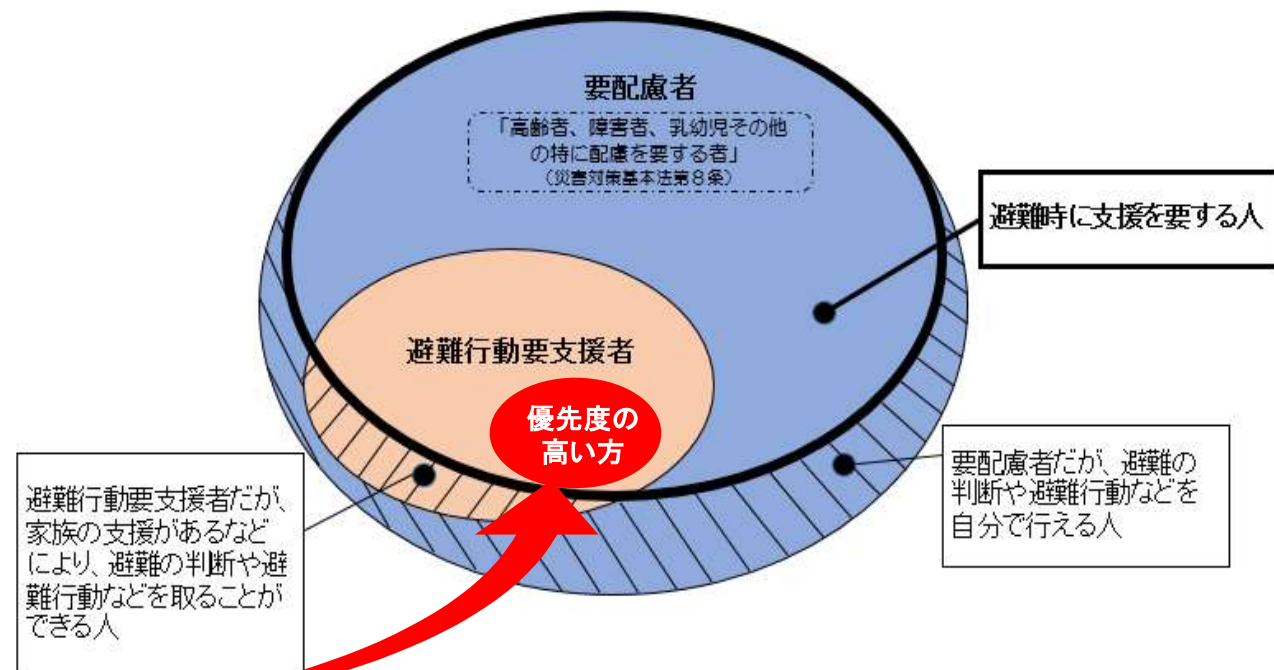
## 2 優先度の高い方の個別避難計画の作成について

令和3年5月 災害対策基本法改正

市町村が主体的に取り組むことを明記

・個別避難計画の作成が市町村の努力義務になる

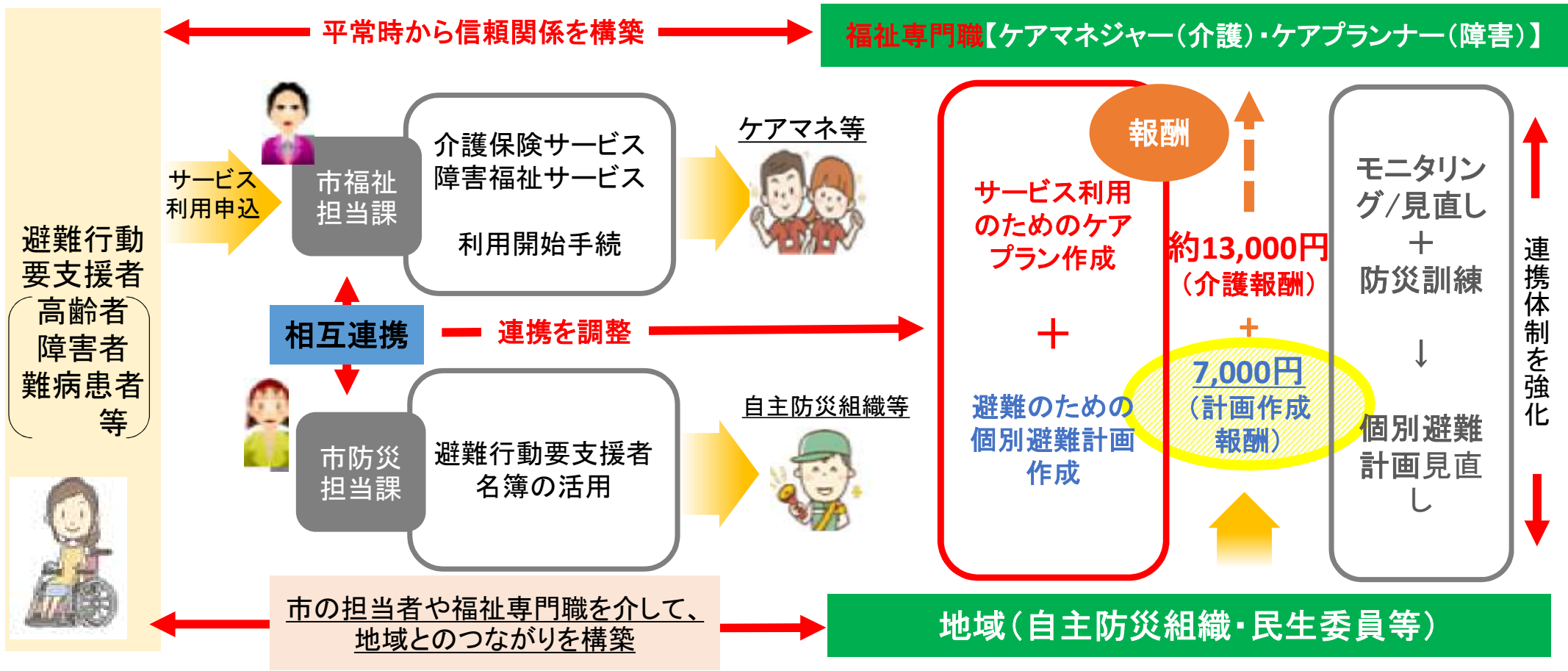
・国は、福祉専門職等と連携し、概ね5年間を目途に優先度の高い方の計画作成に取り組む旨通知



この方々については、市が福祉事業所に委託し、個別避難計画を作成

- ・市内32地区をA～Dの4グループに分け、令和7年度を目途に順次計画作成していく。
- ・令和4年度は、古里・柳原・長沼・吉田・中条の5地区で実施している。

# 3 福祉専門職との連携による個別避難計画作成のイメージ



**【目標】** 福祉専門職による平常時のケアプラン等の作成に合わせて、個別避難計画作成し、地域等と連携することで、平常時及び災害時における実効性を高める

# 4 令和4年度以降の個別避難計画作成イメージ

令和4年度～

